

# 資料編

1. 地球温暖化防止に関する取り組み
2. 温室効果ガス排出の現状と将来予測
3. 削減目標の設定について
4. 策定経緯
5. 用語解説
6. 環境省「COOL CHOICE」のツール紹介

# 1. 地球温暖化防止に関する取り組み

年	◆世界	■日本
平成 4 年 (1992)	◆「気候変動に関する国際連合枠組条約」の採択 ～世界全体での一体的な温暖化対策の取り組みの始まり～	
平成 9 年 (1997)	◆「京都議定書」の採択 ～先進国の温室効果ガス削減目標を規定～ (日本は平成 2 年度 (1990) 比 6%削減)	
平成 10 年 (1998)		■「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定
平成 14 年 (2002)		
平成 17 年 (2005)		■「京都議定書目標達成計画」の閣議決定
平成 18 年 (2006)		
平成 20 年 (2008)	◆京都議定書 第一約束期間 (平成 20 年(2008) ~ 平成 24 年(2012))	■「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正
平成 22 年 (2010)		◆「カンクン合意」の採択
平成 23 年 (2011)		
平成 24 年 (2012)		■「第四次環境基本計画」の策定
平成 25 年 (2013)	京都議定書 第二約束期間 (平成 25 年(2013) ~平成 32 年(2020)) ◆ 京都議定書 ・日本は不参加 ・参加国は EU、スイス等	■「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正 ・京都議定書目標達成計画に代わる地球温暖化対策計画を策定すること等を定めた
平成 26 年 (2014)		■「エネルギー基本計画」の閣議決定 ・再エネが発電電力量に占める割合として、平成 32 年 (2020) に 13.5%を上回る水準を目標 ・水素社会の実現に向けた取組を加速
平成 27 年 (2015)	◆「パリ協定」の採択～気候変動枠組条約に加盟する 197 の国と地域が同意する枠組みの採択～ ・京都議定書に代わる、平成 32 年 (2020) 以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み ・長期目標として、産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑える ・全ての国に目標を設定し、5 年ごとに報告 ・全ての国は適応計画を策定し、実施しなくてはならない	■「長期エネルギー需給見通し」の経済産業省決定 ・平成 42 年度 (2030) の電源構成比は、再エネ 22~24%、原子力発電 20~22%、LNG27%程度、石炭 26%程度としている
平成 28 年 (2016)	◆「パリ協定」の発効 ・発効後、日本も参加	■「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正 ・温暖化の現状や対策に関する普及啓発の強化、国際協力を通じた温暖化対策の推進、地域レベルの温暖化対策推進を明記
平成 29 年 (2017)		■「地球温暖化対策計画」の閣議決定 ・平成 42 年度 (2030)、温室効果ガス排出量を平成 25 年度 (2013) 比 26%削減とする目標
平成 30 年 (2018) ~	◇「パリ協定」による新たな枠組みによる温暖化対策の開始 (平成 32 年 (2020))	

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる世界的な問題です。  
近年の地球温暖化対策にかかる世界、日本、東京都、葛飾区の取り組みを示します。

▼東京都	●葛飾区	年
		平成 4 年 (1992)
		平成 9 年 (1997)
		平成 10 年 (1998)
▼「地球温暖化阻止！東京作戦」の開始		平成 14 年 (2002)
▼「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」の改正		平成 17 年 (2005)
▼「10年後の東京」の策定		平成 18 年 (2006)
	●「葛飾区地球温暖化対策地域推進計画」の策定	平成 20 年 (2008)
		平成 22 年 (2010)
▼「2020年の東京」の策定		平成 23 年 (2011)
		平成 24 年 (2012)
	●「葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定	平成 25 年 (2013)
	【計画期間】 平成 25 年度 (2013) ～平成 29 年度 (2017)	平成 26 年 (2014)
	【目標】 平成 29 年度(2017)までに平成 21 年度(2009)比で、温室効果ガス総排出量を 8%削減	平成 27 年 (2015)
▼「東京都長期ビジョン」の策定 ・「世界一の都市・東京」を達成するための目標等を提示。省エネルギーの推進、水素社会実現等を提示	【将来像】 オールかつしかでつくる コンパクトで低炭素なまち	
		平成 28 年 (2016)
▼「東京都環境基本計画 2016」の策定 ・「世界一の環境先進都市・東京」を将来像として、「スマートエネルギー都市の実現」等、5つの政策の柱を提示 ・平成 42 年度 (2030) までに平成 12 年 (2000) 比で温室効果ガス排出量 30%削減を目標	<p>注) 葛飾区の一事業者として、区役所が温室効果ガス排出削減を図るための計画をまとめたもの</p> <p>計画の位置づけ</p>	平成 29 年 (2017)
	○「(次期) 葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定 (平成 30 年 (2018) 3月)	平成 30 年 (2018) ～